

令和6年1月洋友会定例会報告

1. 会員状況：異動なし

会員 130名 準会員 4名

2. こくみん共済金支給申請の証明書発行状況：該当なし

3. お祝い：金婚祝い 宮田隼人様ご夫妻（12月）

4. 「ちょこっとお年玉」：ささやかですがお受け取り下さい。

5. 令和6年度総会の開催：4月20日（土）詳細は後日に通知。

6. クラブ活動報告と今後の計画

パソコンクラブ	12月は休会。1月20日（土）リモート開催 3名の申し込みあり。
ゴルフクラブ	次回コンペは、3月22日（金） リオフジワラCC
通信俳句会	1月投句 10人参加 1月の良句 寒卵椀に坐（ま）したる宇宙かな 山田義憲
カラオケクラブ	忘年会終了後に名鉄岐阜駅前ジャンカラにて13人参加 次回は総会后。
歩こう会	春までお待ちください。
麻雀クラブ	12月は流会。1月は、24日大垣サウナにて。
農芸通信	次回品評会もよろしくお願ひします。

7. 情報提供：準確定申告

3月には確定申告がありますが、亡くなった人の確定申告は死亡日の翌日から4か月以内に申告することになっています。

1月に亡くなった場合は、4月までにすればよいことになります。これを準確定申告と言います。

相続人が2人以上いる場合は連署で申告します。

<準確定申告が必要な亡くなった人>

- ① 個人事業主
- ② 事業所得や不動産所得がある
- ③ 2箇所以上の勤務先から給料があった
- ④ 給与所得が2000万以上だった
- ⑤ 年金受給（企業年金含む）が400万以上だった

<準確定申告における所得控除の適用> 国税庁 HP より

- (1) 医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費であり、死亡後に相続人等が支払ったものを被相続人の準確定申告において医療費控除の対象に含めることはできません。
- (2) 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除等の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った保険料の額です。
- (3) 配偶者控除や扶養控除等の適用の有無に関する判定（親族関係やその親族等の1年間の合計所得金額の見積り等）は、死亡の日の現況により行います。

なお、配偶者控除額、配偶者特別控除額および扶養控除額の月割計算等はいりません。

申告は、死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表で行います。（国税局 HP 参照）

年金受給が400万未満でもこれまでに、医療費控除、ふるさと納税などで還付金を受けていた人は準確定申告をする価値があるかもしれません。（辻）

8. 情報交流：能登震災の避難所の劣悪状態の報告（武藤さん）岐阜地区として義援金をというムードがあり前向きに検討。

次回定例会は2/14（水）です。3/20（水）も決定です。

4/30	5/19	6/21	7/14	8/23	9/20	10/20	11/15	12/16	1/19	2/14	3/20
総会	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	忘年会	安八	安八	安八
書面	11名	14名	10名	13名	11名	12名	14名	31名	14名	名	名

（作成 辻）